

栄町環指令第95号  
令和2年3月5日

## 一般廃棄物処理業許可証

住 所 鎌ヶ谷市鎌ヶ谷三丁目5番38号  
株式会社 丸幸  
氏 名 代表取締役 渡 邊 均

令和2年2月26日付けで申請のあった件については、下記のとおり許可する。

栄町長 岡 田 正 市



### 記

- 1 許可番号 第 13 号
- 2 許可期間 令和2年 4月 1日から  
令和4年 3月31日まで
- 3 許可区分 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）の収集・運搬業
- 4 許可条件 (1) 収集・運搬できる一般廃棄物は、事業系一般廃棄物に限るものとする。  
(2) 収集運搬する車輛に許可番号（栄町許可第13号）を表示すること。また、この許可番号を表示したまま他の市町村の収集運搬業を行わないこと。  
(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。  
(4) その他町長が必要に応じ指示する事項を遵守すること。